

# 小型特殊自動車をお持ちの方へ

## 登録・廃車申告のお願い



### 小型特殊自動車には軽自動車税が課税されます

トラクター、コンバイン、フォークリフト、ショベルローダ等の小型特殊自動車を取得したときは、軽自動車税の課税対象車両として登録が義務付けられています。現在所有しているものの、まだ登録をしていない車両がある場合についても、登録が必要となります。

また、車両を処分したときや所有者を変更したときにも手続きが必要です。そのまま登録しておくといつまでも軽自動車税が課税されますので、忘れずに手続きを行ってください。(廃車手続きが4月1日を過ぎると、その年度については課税されます。)

#### Q1 「小型特殊自動車」にはどんな車両があるの？

**A1** 農耕作業用（トラクター、コンバイン、田植機などの乗用装置があるもの）と建設用自動車（フォークリフト、ショベルローダなど）があります。

#### Q2 田んぼや畑などの「敷地内」でしか使わないのにナンバー登録は必要？

**A2** 公道を走らなくても、走行可能な車両であれば課税されます。

※軽自動車税は所有していることで課税されます。公道走行の有無とは無関係です。

#### Q3 今は使っていないから申告する必要はないよね？

**A3** 現在使用していなくても、車両を所有していれば課税されます。

※廃棄する場合は、ナンバープレートを取り外し、車両を処分したうえでナンバープレートの返却手続きを行ってください。

車両を購入したとき  
車両を買い替えたとき  
(旧車両については廃車の手続きが必要です。)

車両を市外の人から譲り受けたとき  
市外から転入したとき

市内居住者間で所有者を変更するとき  
(所有者が死亡したとき、譲渡した場合など)

車両を処分したとき  
車両を他の人へ譲り渡したとき

盗難にあったとき  
車両が無くなったとき

❗ こんなときは手続きが必要です！

#### 【お問い合わせ】

三田市役所 税務課税務管理係

TEL: 079-559-5052